

平成 23 年度 第 5 回 介護保険分科会 会議録

1 開催日時

平成 24 年 1 月 31 日 (火) 18 : 30 ~ 19 : 30

2 開催場所

北九州市役所 3 階 大会議室

3 出席者等

(1) 委員

井上委員、財津委員、白木委員、長野委員、中野委員、中村委員、野村委員、
橋元委員、林委員、丸林委員、渡邊委員

欠席者 井手委員、下河辺委員、松田委員

(2) 事務局

介護保険・健康づくり担当部長、計画調整担当課長、介護保険課長、事業者支
援担当課長、健康福祉課長

4 会議内容

(1) 第 5 期介護保険料について

(2) その他

・ 国の動き等について

・ 施設整備 (公募説明会) について

(1) 第 5 期介護保険料について・・・資料 1

分科会長：ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等はないか。

委員：介護保険料に関する様々な根拠を示されたが、市民の同意がどのように得られるのかというところが問題だと思う。第 4 期 (平成 21 ~ 23 年度) に比べて 820 円増というところを今後市民の方にどういうふうに同意を得ていくのかの方法等含めて、今 1 月末現在であと二か月あるが、どのように広報して納得してもらえるのかというところが大きな課題となると思うがいかがか。

事務局：市民の方への周知の方法としては、今までのところパブリックコメントという形で広く一般の皆さんから市政だよりやホームページでご意見を募っている。かなりの数の意見をいただいております、パブリックコメントにどのような意見が寄せられたか、また計画にどのように反映したかを 2 月 2 日開催予定の質の向上委員会でご報告させていただきたいと考えている。今後の手順としては、介護保険料は北九州市の介護保険条例の中で設定されているので、今後条例に盛り込んで、2 月開催の北九州市議会にかけさせていただいて、市民の代表である議会で議論後、ご承認いただきたいと考えている。今年度の動きとしては以上である。

委員：P6 の第 5 期介護保険料の増加要因として「高齢者の増加による介護給付費の自然増」とあるが、後期高齢者がどの程度増えると見込んでいるのか。また「施設整備に伴う介護給付費の増加」については、これは後期高齢者が増えると自然に施設をある程度整備しないといけなくなる問題がある。この割合がそれぞれ保険料換算でいくらになるか計算していたら教えてほしい。

事務局：今回の計画における高齢者の数について、平成 23 年 7 月速報値では第 1 号被保険者が 245,034 人、うち後期高齢者が 123,048 人、これが 26 年度には第 1 号被保険者が 262,132 人、うち後期高齢者が 127,395 人になると推計している。

事務局：「高齢者の増加による介護給付費の自然増」と「施設整備に伴う介護給付費の増」の介護保険料への影響額については個別に計算していない。第 1 号被保険者負担割合が 20% から 21% になったことによる保険料増の影響は約 267 円である。

委員：ある程度数字を推計しておかないと、説明した時に説得力がないように感じてしまう。負担割合変更の影響が全体の増 820 円のうち 267 円と全体の 1/3 程度で、あと 2/3 はやはり高齢者の増加の自然増あるいは施設の増加の影響だろうから、可能な限り説明できた方がいいと思う。

事務局：介護給付費の積算にあたっては、増加要因として示しているが、実際の計算ではそれぞれのサービスごとに今後の利用者数の見込みなどを出して積算を行っている。在宅サービスでは約 603 円、施設・居住系サービス約 194 円、地域支援事業で約 23 円の増加という内訳を出している。

そのため今回示した増加要因に対応した保険料への影響額は計算していないので、今後検証させていただきたい。

分科会長：65 歳以上の高齢者の 21% くらいが介護保険の認定を受けている。25 年度が

55,000人くらいを見込んでいるうちの75～80%弱くらいが75歳以上の後期高齢者である。確か44,000～45,000人で推測されていると思う。65歳から74歳までの4,000～5,000人と記憶している。

事務局：平成12年度は24,000人程度の方が認定を受けている。現在はその2倍以上になっている。

(2) その他

・国の動き等について・資料2-1, 資料2-2

分科会長：ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等はないか。

委員：北九州市だけでなく全国的な傾向だと思うが、非常に重介護化、重医療化している中、施設整備も非常に重要なところではあるのだろうが、在宅が今後大変な状況となる。そういった中で地域包括ケアの推進という、住み慣れた地域の中でどう支えていくかということが課題になると思う。先週報酬改定の情報が国から伝達され、急な変化によって事業者が対応に苦しんでいるところがある。これまでは私たちは利用者の生活を視点を検討してきたが、地域で利用者を支える事業者がかなり厳しい状況に陥っている。報酬の基本料金が下がっていること、地域区分が5%から3%に下がっていること、処遇改善交付金がなくなることなど、大きなショックを受けている。そういった中では、今後小さな事業者などが運営できなくなってしまうのではないかと心配の声が上がっているということをご理解いただきたい。難しいということは承知しているが、地域区分の体制整備が整うまでは、暫定処置等を市として取れないのか、という声も現場からはあった。

委員：基本的に今回の改正は内容が多岐に渡っているのでケアマネジャーが利用者に説明するにはあまりに複雑すぎる。事業所が交付金を取っていることまで私たちケアマネジャーが説明しなければいけないのか。特に訪問介護の生活援助の基準時間が60分から45分に変更になったことについては、利用者の話や、15分のサービスをどこで切るのか、そのアセスメントをして、ケアプランを立てていくことになる。生活援助の大きな見直しについては国、県及び市に利用者である市民の方にきちんと説明してほしい。事業者とケアマネジャーだけでは納得してもらうのは至難の業と思う。15分の切り捨てを他でカバーできるかというとなかなかそこまでのヘルパー人材もない。今回の改正がまたこの業界から人が去る要因にならないかと心配している。説明責任を保険者として果たしてほしい。また、介護予防ケアプランの8件問題撤廃について、今月厚生労働省に提言を出しているのだが、全国のケアマネジャーの多くは8件の撤廃については反対している。その理由と

しては、事務量の軽減に全くつながらないこと、居宅のケアプラン料の一部事務費を地域包括支援センターがとっているということでは、正直予防の業務を 0.5 件とカウントされても、という思いがある。また、市では居宅を持ってもらえないとなると、現在でも地域包括支援センター職員が一人あたり 80~90 件持っているのに、果たして予防が改善できるのかという根本的な問題がある。あまりの改正の中身に私たちも驚いている。行政と地域包括支援センターにぜひ説明をしてもらいたい。

委員：制度に利用者がついていくようなことには決してなっではいけないと思うし、国の方向やコンセプトが変わっていくときに現場が柔軟に対応できるように、行政と現場サイドとで十分に検討する時間と財源がいると感じた。

分科会長：施設代表としてはどうか。

委員：施設は大切だが、在宅にハンドルが切られたということで、地域包括ケアシステムという考え方が必要になったという印象を受けた。ケアマネジャーのスキルが今後大切な部分になっていくだろう。地域で支えるキーマンであるケアマネジャーの研修が大切になってくると思う。また介護と医療の連携については融合がうまくいくかどうか課題だと思う。介護施設もより医療的な取り組みを強いられる状況になると思う。

分科会長：在宅思考が強くなっている中で、いい事業所とそうでない事業所の二層化が起こってくるのは間違いないだろう。例えば基準そのものを最低限クリアしながら運営していく事業所と、本当にマンパワーを確保して質の高いサービスを提供する施設、通所等含めて完全に二層化していくだろう。また介護老人保健施設でベッドを回転させて早く在宅復帰させれば加算を取っていいということになれば当然質の高い施設はそれを実行するだろうし、そうでないところはとにかくベッドを回転させるためにサービスは先においておき、ケアプランも形式的なものでとにかく在宅に戻すようなものになったりするだろう。権限移譲により県から市に権限が移行してきて、そういう点をどうみていくかということも今後の 3 年間の大きな課題になるだろう。

事務局：おっしゃるとおり市の責任が一層問われることになると思う。今でも監査、ケアプランチェックを行っているが、二層化に対しても十分対処できるように今後も事業所の方とも協力しながら質の確保をしっかりとやっていきたいと思う。

・施設整備（公募説明会）について・・資料3

分科会長：ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等はないか。

委員：今回の公募については25年6月1日までに開設が求められているが、北九州市では過去に介護施設の開設時期が重なった際、新規の職員募集に苦しんだ施設もあったようだ。開設したけれども職員が集まらないため施設の一部しか機能を果たせず、職員の確保ができ次第増やす、というような形で動いたと聞いている。施設を新規に開設する場合、一施設につき最低70人は必要で、同時期に開設する場合には70人×6施設=420人、と北九州でそこまでの人員を集めることができるかという部分もあるので、その辺の配慮を頂ければ、と思う。

分科会長：これで閉会とする。